

【用語】 濟口—事件が和解して訴訟を取下げること 新田郡阿佐見・阿佐村—新田郡笠懸町 水帳—検地帳 糺明—悪事を追及して明らかにすること 内済—当事者間の話し合いで事件を和解すること 割付—年貢割付状 夫錢—労役の代わりに納める金銭 出入—もめ事、争い、争論 得心—納得 熟談—話し合うこと 和融—和解 威光—權威 違変—約束など破ること

【解説】 江戸幕府の支配機構の末端行政を担当したのが名主・組頭・百姓代の村方三役である。このうち名主は原則として一村から一人選任されたが、時には数人が選出されることもあった。「元禄郷帳」によれば、新田郡阿佐見村は高一二〇二石余、阿左村は高四一五石余とあるが、ともに幕府領であったため実質的には一村一体として扱われ、新田郡下では最大級の村落であった。村政は名主一人で行われていたが、宝暦年間から村内が大組と小組に分かれ、名主も二人制となった。阿佐見村では宝暦九年（一七五九）代官会田伊右衛門の時に検地が実施され、その時の名主は大組が忠兵衛、小組が半右衛門であった。

この文書は、阿佐見村と阿左村の検地帳二八冊などの保管方法をめぐり、小組の名主半右衛門が大組の名主忠兵衛を相手におこした訴訟事件の内済証文であるが、ちょうどこの時は、幕府代官が会田伊右衛門から伊奈半左衛門へ交代した時期でもあった。結局、この内済証文によって、阿佐見村の検地帳一八冊は大組の忠兵衛が所持し、阿左村の検地帳と新田検地帳一〇冊は小組の半右衛門が所持することで和解が成立したが、この背景には、単に大小両組の名主間の権力争いというだけでなく、大組と小組との分村問題があったことが、その後の史料から推察される。